

1 大学を通じた死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の継続

【施策番号20】

文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公立大学の取組に対して必要な経費を支援するとともに、令和3年度から、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学、その所在する地方公共団体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医、臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。

このほか、令和5年度も前年度に引き続き、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において積極的な法医学等の死因究明等に係る教育及び研究の拠点の整備を行っている。こうした取組の結果、令和5年度末時点で、22大学において死因究明等に係る教育及び研究の拠点として、死因究明センターやAiセンター等の死因究明等に関連するセンターが設置されている。

資2-1 法医学等の死因究明等に関連するセンターの設置状況

令和5年度末時点

No	大学名	センターの名称	設置年月
1	京都大学	総合解剖センター	昭和57年10月
2	群馬大学	Aiセンター	平成20年10月
3	三重大学	Aiセンター	平成21年6月
4	大阪公立大学	一般社団法人法医学鑑定・死因究明支援センター	平成22年1月
5	東北大学	Aiセンター	平成22年4月
6	佐賀大学	Aiセンター	平成22年4月
7	長崎大学	死因究明医育成センター	平成22年4月
8	大分大学	基礎医学画像センター	平成22年8月
9	福井大学	先進イメージング教育研究センター	平成23年5月
10	島根大学	Aiセンター	平成23年6月
11	千葉大学	法医学教育研究センター	平成26年4月
12	金沢医科大学	アナトミーセンター	平成26年4月
13	愛媛大学	Aiセンター	平成26年8月
14	福島県立医科大学	死因究明センター	平成27年4月
15	北海道大学	死因究明教育研究センター	平成28年4月
16	広島大学	死因究明教育研究センター	平成29年4月
17	新潟大学	死因究明教育センター	平成29年7月
18	信州大学	Aiセンター	平成30年3月
19	旭川医科大学	死因究明等科学技術センター	平成30年11月
20	横浜市立大学	臨床法医学センター	令和元年10月
21	大阪大学	次のいのちを守る人材育成教育研究センター	令和5年10月
22	浜松医科大学	死因究明画像診断センター	令和6年3月

出典：文部科学省資料による

TOPICS

2 横浜市立大学における取組

横浜市立大学では、平成29年度に採択された文部科学省の基礎研究医養成活性化プログラムを通して多くの大学法医学教室、行政機関や研究施設と連携しながら「実践力と研究力を備えた法医学者育成事業」を行った。本事業は令和3年度で終了したが、本事業で協力関係を構築した他機関との連携を維持しながら、現在も継続的に法医学者の育成に取り組んでいる。

本事業で始めた「若手法医学者のための勉強会」は、若手法医学者からのリクエストを基に医療統計学、医療倫理学、法歯学、医事法制等の専門家の講義をオムニバス形式で行う企画である。現在も開催しており、講義形式だけでなく、若手法医学者が悩んだ症例を提示して議論をしたり、先輩の研究や留学に関する会も設定し、バラエティーに富む企画である。全国の大学の法医学教室に散らばる法医学者は身近に相談相手がいないことが多く、勉強会を通して構築された人間関係が、将来にわたって若手法医学者の長期的なサポートになると期待される。

また、法医学者に対する放射線診断医とのカンファレンスも本事業でスタートさせた企画である。法医学者と放射線診断医が、解剖前に行われた死後CT画像の読影結果と実際の解剖所見を比較して、読影スキルや解剖所見について議論している。本カンファレンスでは、異なる領域の専門医が各々の立場から議論するため、斬新な意見や、目から鱗のコメントもあり、双方の知識向上に寄与している。現在においても継続しており、他領域の専門家との交流は若手法医学者にとって良い刺激になっている。

本プログラムの3名の修了生は、期間中に法医実務に関する研修だけでなく、基礎研究に関するトレーニングも行った。3名とも研究成果を国際誌に掲載させ、医学博士を取得して、現在も法医学者を志して研鑽を積んでいる。本事業で連携した基礎系教室とは共同研究が継続しており、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに際しては教室間の協力体制が法医実務の円滑な実施に寄与した。本学は我が国で早期に新型コロナウイルス感染症症例の法医解剖を行ったが、その背景には微生物学教室や臨床系教室との連携が既に構築されていたことが挙げられる。

社会医学である法医学は実務や研究の対象とする領域が広く、他機関、他領域との連携体制が重要となる。本事業では、若手法医学者の育成という目標を共有することで他機関と連携することができ、その重要性も実感した。本学では本事業終了後も法医学者の育成に取り組んでおり、一人でも多くの優れた法医学者を輩出したいと考えている。

出典：文部科学省・横浜市立大学提出資料による